

基軸

大企業優遇
税制を問う

6

税理士 菅隆徳



安倍首相の意向を受けて、政府税制調査会は6月27日、法人税改革の提言を発表した。それによ

ると、第1の目的は「わが国企業の競争力を強化するために税率を引下げること」だとあからさまに主張している。さらに第2の目的として「一部

の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直す」と明記。

「資本金1億円以上の企業が法人税収の6割以上を担っている」と指摘した。つまり、黒字大企業の負担は軽く、資本金1億円以下の赤字中小企業の負担を重くするということだ。

そこで政府税調が打ち出したのが、法人事業税(道府県が課税する地方

税)の「外形標準課税」の拡大だ。現在、資本金1億円超の法人に課税されている外形標準課税を、資本金1億円以下の中小法人にも拡大するという案だ。大法人3万社から、中小法人248万

規模など「所得以外の外形基準」に課税するものだ。具体的には、資本金、給料総額や支払利息、賃借料の金額に税率をかけて課税する。その会社が黒字であるか、赤字であるかに関係なく資

と、赤字の中小企業にも税金が発生する。さらに提言は5兆円の法人税引き下げの財源に、所得税、消費税、地方税の増税の可能性を示唆している。さらなる消費税増税で穴埋めされる

税「改革」で中小企業危機

医療法人も外形標準課税に注意

社へと課税を拡大することを意味する。医療法人の場合、現在は資本金の金額にかかわらず、外形標準課税の対象外とされているが、注意が必要だ。

外形標準課税は、事業本

と、赤字の中小企業にも税金が発生する。さらに提言は5兆円の法人税引き下げの財源に、所得税、消費税、地方税の増税の可能性を示唆している。さらなる消費税増税で穴埋めされる

外形標準課税が中小企業に拡大されたら所得ゼロでも税金が発生

業種	資本金 (万円)	報酬 給与 (万円)	支払 利息 (万円)	賃借料 (万円)	単年度 損益 (万円)	所得 金額	事業税	改悪後の 事業税
運送業S	500	3949	322	79	△1474	0円	0円	→11万円
運送業U	2000	4267	156	259	△503			→19万円
製造業G	6600	1億4234	2273	1616	217			→94万円

(注) 所得金額はその年度の課税所得金額。G社は単年度損益が黒字でも、前年度から繰り越した赤字分の控除で課税所得はゼロになっている。外形標準課税は①付加価値割(報酬給与+支払利息+賃借料+単年度損益に課税) ②資本割(資本金等の金額に課税) ③所得割(所得金額に課税)の合計